

公益充実資金取扱規程

2025 年 10 月 17 日

規 36 号

(目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人日本財団ボランティアセンター（以下「センター」という。）の公益充実資金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程にいう公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 14 条並びに同法施行規則第 23 条第 1 項に定めるところにより、公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得もしくは改良（以下、「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために保有する資金及び当該資金を運用することを目的として保有する財産をいう。

(保有)

第 3 条 センターは、公益充実資金を保有することができる。

(保有の承認手続)

第 4 条 センターが公益充実資金を保有しようとするときは、会長は、公益充実活動ごとの内容、計画期間、実施時期、所要額、積立限度額（公益充実活動ごとの所要額の合計額）及びその算定根拠を理事会に提示し、その承認を得なければならない。

(資金の管理)

第 5 条 公益充実資金は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して管理する。

(資金の取崩し)

第 6 条 公益充実資金は、次の各号に掲げる場合に、その相当額を取り崩さなければならない。

(1) 当該資金の目的の支出がなされたとき：当該資金の額のうち当該支出額に達

するまでの額

(2) 正当な理由なく当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があったとき：その事実があった日における当該公益目的充実活動等に係る資金の額

2 公益充実資金は、前項に定める場合及びその目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、目的外の支出に充てるために公益充実資金を取り崩すときは、会長は、必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を経なければならない。積立計画の中止、積立限度額又は積立期間の変更についても同様とする。

(公表)

第7条 センターは、公益充実資金に関する次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表しなければならない。

(1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期

(2) 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠

(3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額

(4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額

(5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2025年10月17日から施行する。